

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 3 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

消費税法および地方税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 日から引上げとなる消費税率および地方消費税率の新税率の下水道使用料への適用時期について、使用者間の公平性を確保するため、特例措置を設けたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

青梅市下水道条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「以下」の次に「この項において」を加え、同付則に次の 2 項を加える。

- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 3 条の規定による改正後の消費税法第 29 条に規定する消費税の税率および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正後の地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率については、令和元年 11 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）後の使用にかかる同年 12 月分の使用料から適用し、基準日以前の使用にかかる使用料または同年 11 月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定による使用料の算定に当たっては、2月分をまとめて徴収する場合における当該算定にかかる期間の各月の汚水排出量は均等に排出したものとみなす。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

青梅市下水道条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

消費税法（昭和63年法律第108号）および地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、令和元年10月1日から引上げとなる消費税率および地方消費税率の新税率の下水道使用料への適用時期について、使用者間の公平性を確保するため、特例措置を設けようとするものである。

2 改正の内容

新税率の下水道使用料への適用時期を、検針月または新規・継続の別によらず、一律に12月分からとするための特例措置を追加する。（付則関係）

3 施行期日

令和元年10月1日

<参考> 隔月検針日が10日の場合の適用例

【消費税法等の一部改正による経過措置】

		8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 検針	継続使用		8% 9・10月分		10% 11・12月分		
	新規 (開始等)			10% 10月分	10% 11・12月分		
奇数月 検針	継続使用		8% 10・11月分		10% 12・1月分		
	新規 (開始等)			10% 10・11月分		10% 12・1月分	

【本条例の一部改正による特例措置】

		8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 検針	継続使用		8% 9・10月分		8% 11月分	10% 12月分	
	新規 (開始等)			8% 10月分	8% 11月分	10% 12月分	
奇数月 検針	継続使用		8% 10・11月分		10% 12・1月分		
	新規 (開始等)			8% 10・11月分		10% 12・1月分	

青梅市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市下水道条例（昭和48年条例第2号）

改正後	現行	備考
<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法第29条に規定する消費税の税率および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率については、平成26年5月1日（以下この項において「基準日」という。）後の使用にかかる同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の使用にかかる使用料または同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第3条の規定による改正後の消費税法第29条に規定する消費税の税率および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率については、令和元年11月1日（以下この項において「基準日」という。）後の使用にかかる同年12月分の使用料から適用し、基準日以前の使用にかかる使用料または同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による使用料の算定に当たっては、2月分をまとめて徴収する場合における当該算定にかかる期間の各月の汚水排出量は均等に排出したものとみなす。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法第29条に規定する消費税の税率および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率については、平成26年5月1日（以下_____「基準日」という。）後の使用にかかる同年6月分の使用料から適用し、基準日以前の使用にかかる使用料または同年5月分として算定する使用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。